

災害発生時の児童引き取りにかかわる対応

嶺町小学校の基本方針

自然災害（大規模地震と台風等）への初期対応については、大田区教育委員会のガイドラインが策定されています。これに基づき本校では、下記のように対応の基本方針を定めていますので、お知らせします。保護者の皆様には、児童の登下校につきまして、御理解、御協力をお願いします。

記

< 震度 5 弱以上の地震が発生した場合の初期対応 >

- ① 児童在校中に大田区で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、児童の安全を確保するため、事前に御提出いただいた引き取り人による児童の引き取りをお願いします。
- ② 指定された引き取り人が来校するまで、児童を預かります。
- ③ 児童在校中に、大田区で震度 4 以下の地震が発生した場合であっても、以下の場合は児童の引き取りをお願いいたします
 - ◇ 学校のライフライン（水道・電気等）が途切れた場合
 - ◇ 学校周辺の建物や道路に被害が出た場合
 - ◇ ほとんどの交通機関が運休した場合
 - ◇ その他 教育委員会が指示した場合
- ④ 登下校中に大きな地震が起きた場合は、学校へ避難することを原則とします。（自宅が学校よりはるかに近く、保護者の在宅が確実な場合は、自宅に避難してもよいこととします。その際は、学校への連絡をお願いします。）

< 台風等への対応 >

- ① 午前6時00分現在に、大田区へ 暴風警報又は、特別警報が発令されている場合は、自宅待機、そして 午前7時00分現在に大田区へ 暴風警報又は、特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。(区の方針により、大雨・洪水警報の場合は含みません。御注意ください。)
- ② 下校時に、大田区へ 暴風警報又は、特別警報が発令されている場合は、暴風警報が解除されるまで、児童を学校に留め置きます。警報解除後に、地域ごとに集団下校を実施します。午後6時以降に暴風警報が解除された場合は、保護者による引き取り下校を実施します。

< 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応 >

午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

- ・午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休業とします。
- ・当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

< 「引き取り人」について >

- 4月に御提出いただく、「児童調査票」に記入されている方を指します。
- ・保護者が、児童の引き取りに来校できない場合、引き取り人届出票に記入された代理人による引き取りとなります。
 - ・家族以外の方による児童引き取りの場合は、必ず身分を証明できるもの(氏名と住所が確認できるもの)を御持参いただくようお願いします。

※警報は、東京都・東京地方・23区西部・大田区などの区分で発令されます。

※警報が発令されていなくても、「風雨が強く安全に登校できない」と保護者が判断された場合は、自宅にて待機させ、風雨が弱まってから登校させるようにしてください。自宅待機する場合は、電話やtetoruの連絡機能でかまいませんので、学校まで御連絡ください。(この場合、遅刻扱いとはいたしません。)

※遅れて登校する場合は、学校まで保護者の付き添いをお願いします。

※学校待機とする場合は、【学校緊急連絡システム】でもお知らせします。